

1 割負担

特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜平成30年4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	644	12	46	12	23	61	14	30/月	300	820	1,932	57,990
要介護2	712	12	46	12	23	61	14	30/月	300	820	2,000	60,030
要介護3	785	12	46	12	23	61	14	30/月	300	820	2,073	62,220
要介護4	854	12	46	12	23	61	14	30/月	300	820	2,142	64,290
要介護5	922	12	46	12	23	61	14	30/月	300	820	2,210	66,330

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第2段階利用者》

- ・ 市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	644	12	46	12	23	61	14	30/月	390	820	2,022	60,690
要介護2	712	12	46	12	23	61	14	30/月	390	820	2,090	62,730
要介護3	785	12	46	12	23	61	14	30/月	390	820	2,163	64,920
要介護4	854	12	46	12	23	61	14	30/月	390	820	2,232	66,990
要介護5	922	12	46	12	23	61	14	30/月	390	820	2,300	69,030

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第3段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	644	12	46	12	23	61	14	30/月	650	1,310	2,772	83,190
要介護2	712	12	46	12	23	61	14	30/月	650	1,310	2,840	85,230
要介護3	785	12	46	12	23	61	14	30/月	650	1,310	2,913	87,420
要介護4	854	12	46	12	23	61	14	30/月	650	1,310	2,982	89,490
要介護5	922	12	46	12	23	61	14	30/月	650	1,310	3,050	91,530

※高額介護サービス費の負担限度額／24,600円

《基準費用額》

- ・ 市民税課税者
- ・ 市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	644	12	46	12	23	61	14	30/月	1,380	1,970	4,162	124,890
要介護2	712	12	46	12	23	61	14	30/月	1,380	1,970	4,230	126,930
要介護3	785	12	46	12	23	61	14	30/月	1,380	1,970	4,303	129,120
要介護4	854	12	46	12	23	61	14	30/月	1,380	1,970	4,372	131,190
要介護5	922	12	46	12	23	61	14	30/月	1,380	1,970	4,440	133,230

※高額介護サービス費の負担限度額／37,200円

- ・ 市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額／44,400円

加算項目			
初期加算	30/日	看取り介護加算	
外泊時加算	246/日	・ 死亡日以前4日以上30日以下	144
経口移行加算	28/日	・ 死亡日の前日・前々日	680
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	・ 死亡日	1,280
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月
排泄支援加算	100/月		

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金＋すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

2 割負担

特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

〈平成30年4月1日 現在〉

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,288	24	92	24	46	122	28	60/月	300	820	2,744	82,380
要介護2	1,424	24	92	24	46	122	28	60/月	300	820	2,880	86,460
要介護3	1,570	24	92	24	46	122	28	60/月	300	820	3,026	90,840
要介護4	1,708	24	92	24	46	122	28	60/月	300	820	3,164	94,980
要介護5	1,844	24	92	24	46	122	28	60/月	300	820	3,300	99,060

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第2段階利用者》

- ・市民税非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,288	24	92	24	46	122	28	60/月	390	820	2,834	85,080
要介護2	1,424	24	92	24	46	122	28	60/月	390	820	2,970	89,160
要介護3	1,570	24	92	24	46	122	28	60/月	390	820	3,116	93,540
要介護4	1,708	24	92	24	46	122	28	60/月	390	820	3,254	97,680
要介護5	1,844	24	92	24	46	122	28	60/月	390	820	3,390	101,760

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第3段階利用者》

- ・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,288	24	92	24	46	122	28	60/月	650	1,310	3,584	107,580
要介護2	1,424	24	92	24	46	122	28	60/月	650	1,310	3,720	111,660
要介護3	1,570	24	92	24	46	122	28	60/月	650	1,310	3,866	116,040
要介護4	1,708	24	92	24	46	122	28	60/月	650	1,310	4,004	120,180
要介護5	1,844	24	92	24	46	122	28	60/月	650	1,310	4,140	124,260

※高額介護サービス費の負担限度額／24,600円

《基準費用額》

- ・市民税課税者
- ・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	口腔衛生	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,288	24	92	24	46	122	28	60/月	1,380	1,970	4,974	149,280
要介護2	1,424	24	92	24	46	122	28	60/月	1,380	1,970	5,110	153,360
要介護3	1,570	24	92	24	46	122	28	60/月	1,380	1,970	5,256	157,740
要介護4	1,708	24	92	24	46	122	28	60/月	1,380	1,970	5,394	161,880
要介護5	1,844	24	92	24	46	122	28	60/月	1,380	1,970	5,530	165,960

※高額介護サービス費の負担限度額／37,200円

(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合で383万円)以上などの現役並み所得に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額／44,400円

加算項目			
初期加算	60/日	看取り介護加算	
外泊時加算	492/日	・死亡日以前4日以上30日以下	288
経口移行加算	56/日	・死亡日の前日・前々日	1,360
経口維持加算（Ⅰ）	800/月	・死亡日	2,560
経口維持加算（Ⅱ）	200/月	低栄養リスク改善加算	600/月
療養食加算	12/回	再入所時栄養連携加算	800/月
排泄支援加算	200/月		

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

(基本料金＋すべての加算) × 0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月